

## 兵庫県教育委員会職員公益通報制度のお知らせ

公益通報者保護法の趣旨に即し、職員等からの公益通報を受ける制度を設け、法令遵守の徹底を図り、県民の公益の保護に資するとともに、組織の活性化、健全化を図ることにより、より透明で公正な県民に信頼される県政を推進します。

- ・ **専用の受付窓口**を設けるなど、秘密を守り、通報したことによって、通報者が不利益を受けることがないように、事案の処理にあたっては、十分留意します。
- ・ 通報者の氏名、通報した内容など**通報者個人が特定又は推定されることとなる情報**は、情報公開条例及び個人情報の保護に関する条例上**非公開の取扱い**となります。
- ・ **客観的に事実が説明できる資料**等があれば、**匿名通報**も受け付けています。

### 【 公益通報受付窓口（総務課） 】

TEL : 078-362-4014（直通）      内線 5625

FAX : 078-362-4292（直通）      内線 6661

E-mail : kyoikoekitsuho@pref.hyogo.lg.jp

※ **公益通報相談員【総務課副課長】**が通報、相談に応じます。

### 誰が通報できるのか(通報者の範囲)

県教育委員会の本庁、地方機関及び教育機関（県教育委員会の所管に属する県立学校を含む。）に勤務する**県職員**（臨時的任用職員、非常勤嘱託員、日々雇用職員を含む。）のほか、**契約等に基づき県教育委員会に労務を提供する者**（清掃、警備や公の施設の指定管理者等）も含まれます。

### 何について通報できるのか(通報対象の範囲)

県教育委員会の事業又は職員等の行為について、**法令違反や職務上の義務違反又はこれらに至るおそれがあるもの**、上記に準ずるものとして、県教育行政を推進するにあたり**県民の信頼を損なうおそれがあるもの**について通報できます。

担当：総務課企画広報班(内線5621)